

共同住宅の水道各戸検針及び各戸徴収取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高知市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設置する水道事業及び簡易水道事業の給水区域に所在する共同住宅の水道各戸検針及び各戸徴収（以下「各戸検針・徴収」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 アパート・マンション等で居住部分が構造上又は利用上独立して使用できるように区画され、かつ、当該部分の床面積が建物全体の60パーセント以上を占めている建物をいう。
- (2) 共用施設 共同住宅に併設された集会場、散水栓、污水处理施設及びその他の施設をいう。
- (3) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (4) 流末設備 受水タンク以下の設備をいう。

（適用の要件）

第3条 各戸検針・徴収の適用は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 高知市給水条例（昭和48年条例第16号。以下「条例」という。）第3条第1号及び第2号に規定する給水装置を設置していること。
- (2) 各戸検針・徴収に必要な水道メーター（以下「子メーター」という。）を各戸に設置していること。
- (3) 流末設備に共用施設があるときは、それぞれの施設ごとに子メーターを設置していること。直結給水方式の場合においても、同様とする。
- (4) 子メーターを損傷及び汚水等の流入のおそれがなく、検針に支障がない場所に設置していること。

（適用の申請）

第4条 各戸検針・徴収の適用を受けようとする当該共同住宅の所有者又は居住者の代表者（以下「所有者等」という。）は、共同住宅の水道各戸検針及び各戸徴収適用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 使用者名簿及び量水器管理表（様式第2号）

- (2) 各戸検針・徴収適用同意書（様式第 3 号）
- (3) 共同住宅の管理責任者選定（変更）届（様式第 4 号）
- (4) 委任状（様式第 5 号）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

3 前項第 2 号の各戸検針・徴収適用同意書（以下「同意書」という。）については、共同住宅の入居契約等において同様の取り扱いが定められている場合、当該契約内容の確認をもって代えることができるものとする。

4 同意書の一部又は全部について所有者等が納入義務を負うことを妨げない。
（契約の締結）

第 5 条 管理者は、前条に基づく申請がなされた共同住宅で、この要綱の定め適合していると認めるものについて、共同住宅の各戸検針及び各戸徴収契約書（様式第 6 号。以下「契約書」という。）により、所有者等と共同住宅の各戸検針・徴収に係る契約を締結する。ただし、所有者等が契約前に当該共同住宅の水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）を完納していないときは、完納するまでの間、契約の締結又は各戸検針・徴収の取扱いを保留することができる。

（水道料金等）

第 6 条 水道料金等は、条例第 23 条第 1 項及び第 2 項を適用して算出し、各戸ごとに徴収する。

2 子メーターの合計と親メーターとの間に差水量が生じたときは、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 336 条で規定する使用公差（4 パーセント）を超える水量について、管理者は所有者等に対して水道料金等の請求をすることができる。

3 閉栓中に水量が生じたときは、管理者は所有者等に対して水道料金等の請求をすることができる。

（水道料金等の算定）

第 7 条 水道料金等は、条例第 24 条及び第 26 条の規定に基づき、定例検針又は臨時検針により算定する。

（使用水量の認定）

第 8 条 使用水量の認定は、条例第 25 条の規定に基づき行う。

2 前項の認定にあたっては、前回、前々回及び前年同期の使用水量の実績により認定し、又はこれによりがたいときは、改修後の使用水量により行うものとする。

（水道料金等の徴収方法等）

第 9 条 水道料金等の徴収方法は、条例第 29 条の規定に基づくものとする。

2 水道料金等の納入期限は、高知市給水条例施行規程（昭和 33 年水道局規程第

1号) 第22条を適用する。

(水道料金等を納付しない場合の措置)

第10条 料金が前条第2項に定める期限内に納入されないときは、管理者は条例第37条第1号の規定に基づき当該共同住宅への給水を停止し、又は所有者等から当該未納の水道料金等を徴収するものとする。

2 前項の給水停止による損害について、管理者はその責を負わない。

(子メーターの維持管理)

第11条 子メーターの維持管理は、次の各号のとおり行うものとする。

(1) 子メーターは、計量法(平成4年法律第51号)による検定有効期限内のもので、かつ、正常に作動すること。

(2) 子メーターが故障したとき又は検定有効期限が満了するときは、所有者等が取り替えるものとし、所有者等は事前に当該給水装置又は流末設備の使用者(以下「使用者」という。)に周知徹底するとともに、使用者名簿及び量水器管理表により管理者に届出を行い、取り替えること。なお、検定有効期限満了のため取り替えるときは、2か月前までに管理者に申し出ること。

(3) 子メーター、集中検針盤の設置場所及び周辺環境を、いつでも容易に検針が行えるように、良好な状態に保持し、特に検針の妨げとなる物を置いたり、工作物を設けたりしないこと。

(4) 子メーターをボックス等の収納庫内に設置しているときは、扉が常時開閉できる状態にしておくこと。

(管理責任者の選定及び届出の義務)

第12条 所有者等は、次条の各号に規定する事務等を取り扱うため、当該共同住宅に居住又は常駐する等、即応できる管理責任者を選定し、共同住宅の管理責任者選定(変更)届により届け出て管理者の承認を受けなければならない。ただし、所有者等が管理責任者を兼ねることを妨げない。

2 所有者等が管理責任者を変更したときは、共同住宅の管理責任者選定(変更)届により届け出て管理者の承認を受けなければならない。

3 管理責任者が事務を怠ることによる責任は、所有者等が負うものとする。

4 管理者が管理責任者を不適格と認めたときは、所有者等に管理責任者の変更を勧告することができる。

(管理責任者が取り扱う事務等)

第13条 管理責任者は、次の各号に規定する事務等を取り扱うものとする。

(1) 使用者が水道の使用を開始又は中止するときは、漏水等の異状がないことを確認すること。

(2) 使用者が水道の使用を開始するときは、各戸検針・徴収適用同意書により管理者への届出を確実に行うこと。

- (3) 水道料金等の納付について、管理者に協力すること。
- (4) 閉栓中の室内改装等、一時的に水道を使用するときには、事前に管理者に届け出なければならない。
- (5) 当該共同住宅の入口がオートロック方式の場合、その解錠方法をオートロック解錠方法（変更）届（様式第7号）によって、管理者に届け出なければならない。
- (6) 前号の解錠方法が変更された場合、その変更内容を前号と同様にオートロック解錠方法（変更）届によって、管理者に届け出なければならない。

（契約の周知）

第14条 所有者等は、第6条から第11条に基づく契約の内容を、使用者及び管理責任者に周知しておかなければならない。

（所有者等の変更）

第15条 所有者等に変更が生じるとき、又は生じたときは、所有者等は新所有者等に契約書の内容を承認させたい、新所有者等は共同住宅の所有者等変更届（様式第8号）を速やかに管理者に届け出なければならない。

（契約の解除）

第16条 所有者等又は管理責任者が、第6条から第11条及び第13条の規定に違反し、管理者が勧告してもなお是正しないときは、管理者は契約を解除し、各戸検針・徴収の取扱いを中止することができる。

2 所有者等は、使用者の意思を集約した後に、契約解除申請を管理者に申し出ることができる。この場合において、管理者は、各戸の水道料金等の収入状況、次回検針予定日、各戸の入居状況その他を勘案し、所有者等と協議のうえ、契約を解除し、各戸検針・徴収の取扱いを中止するものとする。

3 前2項の措置により生じるすべての責任は、所有者等又は管理責任者が負うものとする。

（契約有効期限）

第17条 本契約の期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれかから別段の申し出のないときは、本契約は同一条件でさらに1年間契約更新されたものとし、その後も同様とする。

（委任）

第18条 この要綱に定めのないものについては、管理者が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 中高層公営住宅の水道戸別検針及び料金収納取扱要綱（平成7年4月1日施

行)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、既に各戸検針・徴収の契約を締結しているものについては、この要綱により、各戸検針・徴収の契約を締結したものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。